

名古屋市金城ふ頭駐車場（仮称）整備事業入札説明書等の補足説明（その２）

1. 使用済み駐車券の取扱いについて

管理運営協定書（案）第 13 条 4 項の規定は使用済み駐車券の全数回収を義務付けているものではありませんので、適切な方法・手段により入出庫台数と料金の出納状況を客観的に確認・検証し得るもののご提案をお願いします。

2. 駐車料金の徴収事務について

駐車料金は管理運営協定書（案）第 11 条（徴収事務の委託、処理）にあるとおり、毎日午前 0:00～午後 12:00 までの間に徴収した現金について、原則として翌日に市指定金融機関又は市収納代理機関に納付しなければなりません。また、料金収受機器等により把握・確定した徴収料金に相当する金額を、事業者が一旦立て替えて翌日に市指定金融機関又は市収納代理機関に振り込むことも可能です。

なお、現金以外の徴収方法については、現行の市の制度上、許容されていませんので、これらを前提として提案することはできません。また、利用者へのインセンティブ（料金割引等）付与についても同様に、これを前提として提案をすることはできません。ただし、効率的な徴収方法、利用者の利便性向上に資する改善提案（後述する改善提案のことをいう。）を排除するものではありません。

3. 改善提案について

入札説明書等に関する質問・回答（その２）No.18 のオプションについて、以下のとおり説明を補足します。

駐車場管制機器設置業務、維持管理・運営業務においては、業務要求水準書等を遵守した提案を本提案とした上で、利便性向上等を目的とした業務要求水準書を超える改善提案は可とします。したがって、改善提案が認められなくても、本提案のみで業務要求水準書、管理運営協定書（案）等を遵守できることを前提として、提案価格を積算してください。なお、この場合の改善提案は入札説明書 9 ページ第 3 3. (5) の複数提案に該当しないものとします。

当該改善提案は、事業者として決定した後、指定管理者指定に向けた協議事項の一つとしますが、評価については、改善提案の実現の見込み、費用対効果等により評価員、選定会議が判断することになりますので、必ずしも評価の対象となるものではありません。なお、評価対象とする場合は、落札者決定基準 8 ページ 4(2) ウ その他 (g) 10 その他 の項目となります。改善提案を行おうとする場合は、追加個別対話において内容等を事前に説明してください。

改善提案を行う場合は、提案書様式中に、本提案と改善提案が明確に区分できるように記載をしてください。

一方、設計・施工業務においては、本提案と異なる改善提案により設計図面、入札価格等に影響し、実質的な複数提案に該当する可能性が考えられることから、提案上はこれを認めません。

また、敷地周辺の交通処理（交差点改良、路上案内等）に関する提案については、今回の提案の対象としていませんので念のため申し添えます。

改善提案の考え方の再整理に伴い、入札説明書等に関する質問・回答（その2）No.18 については修正を行います。

4. 駐車場管制機器設置業務について

駐車場管制機器設置業務に含まれる管制機器については、入札説明書の用語の定義の例示にあるカーゲート、駐車券発行機、精算機、駐車場管理コンピュータ等、料金徴収を目的として設置される機器に限るものとします。したがって、場内誘導、利用者案内を目的とする案内サイン、満車空車表示装置、監視カメラ等は全て設計・施工業務に含まれるものとして入札価格、提案価格を積算してください。

上記分類によってもなお、採用する機器・システム等の性格上、事業者において判断し難いと考えられる機器等がある場合は、追加個別対話時にご説明ください。

5. 敷地西側の入庫口について

敷地西側の入庫口については、業務要求水準書 17 ページ第 2 3(3)ウ(ア)にあるとおり、一般道からの入庫口として1か所で2車線分、あるいは2か所で1車線ずつ設置することとしています。

交差点から入庫口までの車線変更・減速に要する距離や入庫口の離隔を一定程度確保する必要があることから、敷地西側の一般道からの入庫口については、3車線以上の設置を提案することは不可とします。

ただし、事業者として決定後、入庫処理能力や機能向上を目的とした3車線以上の入庫口の設置について、設計段階における協議事項とする場合があります。

6. 業務用車両搬出入路について

一般車両の入出庫については、要求水準書の入出庫に関する各条件を遵守する必要がありますが、業務用車両の搬出入路については、安全上の配慮等がなされるならば、これらの制限を受けません。

7. 業務要求水準書の修正について

業務要求水準書 22 ページ第 2 3(3) ソの中で、利便施設として想定する例示として「売店」を記載していますがこれを削除します。

今後、当該例示を削除した、業務要求水準書（修正版）を公表する予定です。したがって、店舗・売店については提案に含めないようしてください。

8. 紙以外の補足資料の添付について

入札説明書等に関する質問・回答（その 2）No.24 にあるとおりプレゼンテーションにおいて動画の使用を認めていますが、提案者において動画を使用する場合は、事業提案書提出時に提出されたものの範囲内での使用に限ります。したがって、事業提案書提出時には、紙様式だけではなく動画形式の資料の提出も認めますので、使用を予定する場合は、事業提案書とともに提出をお願いします。

9. 追加個別対話の実施について

入札説明書 13 ページ第 4 3. (4) イ(ウ)に定める追加の個別対話を以下のとおり行います。

受付期間：平成 26 年 7 月 1 日（火）～7 月 4 日（金）午後 5 時必着

開催日時：平成 26 年 7 月 8 日（火）～7 月 18 日（金）までの期間（土日を除く）で公社が指定する日

申込書様式：個別対話参加申込書（様式 12）及び個別対話を希望する議題（様式 13）を使用する

対話内容：個別対話の実施細目において対象事項としたものに加えて、具体的な改善提案及び駐車場管制機器設置業務区分についても対象とする

上記以外は、個別対話の実施細目に準じて行います。